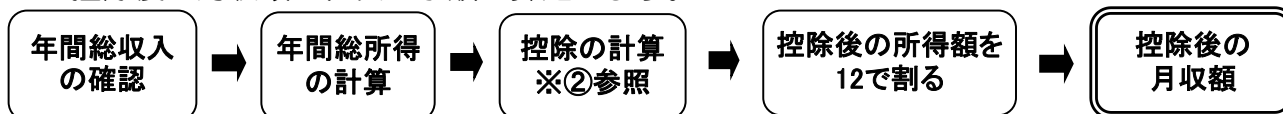


収入基準について

①月収額の計算

- 原則として、前年の収入で控除後の月収額を算定します。
- 控除後の月収額は、次の手順で算定します。



- 入居しようとする方の中に収入のある方が複数おられる場合は、それぞれの控除後の月収額を合計します。
- 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の月収額の合計額が15万8千円（申込者の年齢が50歳未満の場合12万3千円）以上48万7千円以下であれば、特定公共賃貸住宅に入居するための収入基準を満たします。

②所得控除の種類及びその範囲と控除額

	控除対象者	対 象 者 の 範 囲	控 除 額 (1人当り年額)	
控除	同居親族 扶養親族	入居しようとする親族（入居申込者を除く）及び就学等事情があって別居している扶養親族	38万円	
特 別 控 除	ひとり親	次の三つの要件すべてに該当する方 ①入居者又は同居者にその人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②生計を一にする子がいること（この場合の子は、その年分の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る） ③合計所得金額が500万円以下であること	その人の所得から35万円を限度として控除する。	個 別 控 除
	寡婦	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する女性で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方 ①夫と死別し又は離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別してから婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。	
	老人扶養等	満年齢70歳以上の同一生計配偶者及び扶養親族	10万円	全 体 か ら の 控 除
	特定扶養	満年齢16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	●障害者	入居申込者又は同居親族若しくは扶養親族で次に該当する方		
控 除	障害者	心身障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳を交付された所得税法上の障害者控除の対象者で特別障害者に該当しない方	27万円	全 体 か ら の 控 除
	特別障害者	所得税法上の特別障害者控除の対象者 ①心身喪失の常況者 ②重度の知的障害者（A）及び精神障害者（1級）及び身体障害者（1、2級） ③原爆被爆者で、負傷、疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方 ④戦傷病者で障害の程度が恩給法に定める特別項症から3項症までの該当者 ⑤常に就寝を要し複雑な介護を要する方	40万円	